

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社池田泉州銀行（証券コード：一）

【据置】

長期発行体格付	A-
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 大阪府と阪神間を主要営業地盤とする資金量約 4.9 兆円の地方銀行。持株会社池田泉州ホールディングスを親会社とする。格付は安定した営業地盤や良質な貸出資産などに支えられている。基礎的な収益力は低下しており、その維持が当行の大きな課題である。
- (2) ROA（コア業務純益ベース）は 0.2%程度と高くないうえ、コア業務純益は以前と比べると大きく減少している。貸出金利回りの低下や個人向け金融商品販売の鈍化に加え、これまで利息収入の柱となっていた外貨建債券運用の持ち高をリスク管理のために大幅に減らしたことが響いている。もともと、大阪・阪神間での中小企業向け貸出の先数・残高は順調に伸びている。M&A など複合取引にかかる収入も増えてきた。こうした企業取引が収益をある程度支えすと見込まれる。また、店舗機能の見直しなどの業務効率化も進めている。当面は与信費用を十分に吸収できる水準のコア業務純益を確保可能と JCR は考えている。
- (3) 17年9月末の金融再生法開示債権比率（事業再生子会社を含む）は 1.25%（部分直接償却前は 2.14%）と、個人向け貸出が多いこともあって抑えられている。17/3 期の与信費用は 19 億円と前期に続き少なかった。当面は一度に多額の与信費用が計上される可能性は低いと JCR はみている。
- (4) 有価証券運用においては外貨建債券に積極的に投資していたが、米国金利の上昇で 17/3 期に大きな含み損を抱えた。18/3 期に入り含み損を抱えた債券の大部分を処分したこともあり、保有債券にかかる金利リスクは資本対比で管理可能な水準にある。一方、投資信託の価格変動リスクはやや大きい。投資判断プロセスの改善やロスカットの徹底などを通じ、慎重なポートフォリオを運営していくことができるか注目していく。
- (5) 池田泉州ホールディングスの、適格旧 Tier2 資本などを控除した調整後コア資本比率は 17年9月末で約 9%。基礎的内部格付手法を採用した影響があったことを踏まえれば、前年同月末比ほぼ横ばいの資本水準となった。貸出増でリスクアセットが増加傾向にあるなかでも、当面は格付に見合う調整後コア資本比率が維持されると JCR は考えている。

（担当）炭谷 健志・松澤 弘太

■格付対象

発行体：株式会社池田泉州銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年11月30日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：炭谷 健志
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）、「銀行等」（2014年5月8日）、「銀行持株会社および子銀行の格付について」（2001年3月15日）として掲載している。
5. 格付関係者：
（発行体・債務者等） 株式会社池田泉州銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル